

会 議 案 第 1 0 号

大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条第1項及び大津市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出します。

平成25年7月23日

大 津 市 議 会 議 長

横 田 好 雄 様

提 出 者

塚 本 正 弘

杉 浦 智 子

石 黒 賀 津 子

佐 々 木 松 一

岸 本 典 子

黄 野 瀬 明 子

大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における議員報酬の月額、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）別表第1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表による額とする。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

（提案理由）

国から職員給与を削減するように要請がなされ、更には地方交付税の削減が行われることとなった。このようなやり方は地方分権に反するものであり認めがたいものではあるが、歳入額の減少による市民サービスの低下を防ぐこと等を目的として、市議会議員においても、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの議員報酬を削減し、市民の福祉及び暮らしの向上の財源とするため。